

事 務 連 絡
平成27年12月11日

各都道府県税務担当課 御中
各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

「個人の住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等化について（通知）」における「住宅借入金等特別控除区分」等の取扱いについて

「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等について（通知）」（平成25年11月21日付総税市第49号）の別紙2の1の（2）及び別紙5の1における住宅借入金特別控除の特定取得に該当する場合の「住宅借入金等特別控除区分」等の取扱いについては、平成27年12月10日付け事務連絡「個人の住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等化について（通知）」における「住宅借入金等特別控除区分」等の取扱いについて」により、通知したところですが、各団体からの御意見も踏まえ、平成27年の所得に係る分については、別添のとおり取り扱うこととしましたので、御留意願います。

また、平成27年12月10日付け事務連絡の別添2に記載した内容については、既報のとおり、平成28年の所得に係る分から適用することとしますので、併せて御承知おき願います。

各都道府県市区町村担当課におかれては、この旨を貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡願います。

（担当）

総務省自治税務局市町村税課

矢口、清水、古山

TEL：03-5253-5669

別紙2 レコード内容及び作成要領 (抄)

1 漢字を使用する場合

(2) 受給者レコード

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
63	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	Z	2	2	693	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」を記録する。</p> <p><u>これらの場合において、同法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する「特定取得」に該当する場合には、以下のいずれかの方法によることとする。</u></p> <p><u>① 「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</u></p> <p><u>② 同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「12」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。</u></p> <p>また、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>
64	住宅借入金等 の額 (1回目)	Z	8	8	695	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項の規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。</p>

項番	項目名	表現形式	項目長		位置	記録要領
			PIC	REAL		
66	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	Z	2	2	709	<p>住宅の新築・購入又は増改築で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2 回目の所得税における住借控除の適用について新築・増改築等の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」を記録する。</p> <p><u>これらの場合において、同法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 15 項に規定する「特定取得」に該当する場合には、以下のいずれかの方法によることとする。</u></p> <p>① 「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</p> <p>② 同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。</p> <p>また、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p>
67	住宅借入金等 の額 (2 回目)	Z	8	8	711	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項若しくは第 10 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 5 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p>
68	摘要	K	65	130	719	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分 (何回目) ××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日 (何回目) ××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額 (何回目) ×××円」と記録する。</p> <p><u>なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 15 項に規定する「特定取得」に該当する場合のうち、項番 63、66 の記録要領における①の方法による場合には、住宅借入金等特別控除区分欄に「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</u></p> <p>また、扶養親族の氏名、国民年金保険料等の金額等書面による場合の記載に準じて記録する。</p>

別紙5 レコード内容及び作成要領 (抄)

1 レコード内容及び記載要領

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	半角	2文字	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」を記録する。</p> <p><u>これらの場合において、同法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する「特定取得」に該当する場合には、以下のいずれかの方法によることとする。</u></p> <p><u>① 「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</u></p> <p><u>② 同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「12」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。</u></p> <p>また、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録する。</p>
80	住宅借入金等の額 (1回目)	半角	8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項の規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。</p>

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	半角	2文字	<p>住宅の新築・購入又は増改築で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用について、新築・増改築等の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」を記録する。</p> <p><u>これらの場合において、同法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する「特定取得」に該当する場合には、以下のいずれかの方法によることとする。</u></p> <p>① 「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</p> <p>② <u>同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は「12」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。</u></p> <p>また、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p>
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角	8文字以内	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p>
86	摘要	全角	65文字以内	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)xx」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)xx年xx月xx日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)xxx円」と記録する。</p> <p><u>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する「特定取得」に該当する場合のうち、項番79、84の記録要領における①の方法による場合には、住宅借入金等特別控除区分欄に「01」、「02」又は「03」を記録した上で摘要欄に「特定」と記録する。</u></p> <p>また、扶養親族の氏名、国民年金保険料等の金額等書面による場合の記載に準じて記録する。</p>